

西宮中央運動公園整備計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 西宮中央運動公園整備計画を策定するために検討会（以下「整備計画検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 整備計画検討会は、次の各号に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 西宮中央運動公園再整備に関すること。
- (2) 中央体育館・陸上競技場の建替え整備に関すること。
- (3) 西宮スポーツセンターに関すること。

(組織)

第3条 整備計画検討会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 政 策 局 局長・施設まちづくり担当参与・政策総括室長・都市計画部長
- (2) 危機管理監 危機管理監・危機管理室長
- (3) 産業文化局 局長・文化スポーツ部長
- (4) 土 木 局 局長・道路部長・公園緑化部長・営繕部長
- (5) 上下水道局 次長・下水道部長

2 整備計画検討会の趣旨及び目的を円滑に進めるため、次の各号に掲げる構成員をもってワーキンググループを設置する。

- (1) 政 策 局 施設まちづくり担当課長・都市計画課長
- (2) 総 務 局 災害対策課長
- (3) 産業文化局 運動施設整備担当課長・スポーツ推進課長
- (4) 土 木 局 公園緑地課長・道路計画調整担当課長・営繕課長
- (5) 上下水道局 下水計画課長

3 検討過程で必要により関係課に参加を求めることができる。

(会議)

第4条 整備計画検討会の会議は、事案により関係局長が招集する。

(事務局)

第5条 整備計画検討会の事務局は、土木局公園緑化部公園緑地課及び産業文化局文化スポーツ部スポーツ推進課（運動施設整備担当）に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、整備計画検討会の運営について必要な事項は当会で定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 23 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。